

たけふ菊人形マスコットキャラクター・ロゴマーク等の使用に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は、たけふ菊人形マスコットキャラクター・ロゴマークなど（以下「キャラクター等」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

- 2 この要綱でいうキャラクター等とは、以下のものをいう。
 - 1) たけふ菊人形マスコットキャラクター「きくりん」
 - 2) たけふ菊人形ロゴマーク
 - 3) その他（たけふ菊人形まつり実行委員会が広報活動のために制作したもの）

(承認)

- 3 キャラクター等を使用しようとする者は、たけふ菊人形まつり実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなくてはならない。

(申請)

- 4 キャラクター等の使用承認を受けようとする者は、事前にキャラクター等使用承認申請書（様式第1号）に次の書類を添えて会長宛に提出しなければならない。
 - 1) 企画書（事業内容がわかるもの）
 - 2) 当該キャラクター等の使用方法がわかるもの
 - 3) その他、会長が必要と認める書類

(申請書の省略)

- 5 会長は、前条の規約にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、もしくは一部を省略することができる。
 - 1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
 - 2) その他、会長が申請を必要としないと認めた場合

(許可)

- 6 会長は、たけふ菊人形事業の基本理念にふさわしい申請については、たけふ菊人形キャラクター等使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては、使用を許可しないものとする。
 - 1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
 - 2) 法令および公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
 - 3) 記念商品にあたっては、当該商品の品質、規格、性能等が法令などで別に定める基準を満たしていない、またはそのおそれのある場合
 - 4) その他、会長がキャラクター等の使用が適当ではないと認めた場合

(使用)

- 7 キャラクター等は、別に定めるマニュアルに従って正しく使用するものとする。

(成果品)

- 8 成果品については、成果品（グッズ等）報告書（様式第3号）に成果品を添えて会長宛に提出すること。

(取消・中止)

9 会長は、次に掲げるいずれかの場合、ロゴマーク等の使用許可を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

1) 使用者が、この要綱に定める事項に違反した場合

2) 使用許可条件に違反した場合

3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合

4) キャラクター等に関する著作権を侵害したとき

(無許可の使用)

10 会長は、キャラクター等の無許可使用については、その使用の中止を求めることができる。

(補則)

11 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する